

平成 22 年度公立大学法人宮城大学年度計画

公立大学法人宮城大学は、法人化による自主的・自律的で、効果的・効率的な運営を行う「県民の大学」として卓越した地域の教育研究拠点となるため、法人運営の指針となる中期目標・中期計画に基づく平成 22 年度の年度計画を次のとおり策定する。

第 1 教育研究の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

イ 学士課程

(イ) 共通教育

- ・ H21 年度に策定した共通教育センター規程に従い、共通教育センターの実質的な運営を開始する。
- ・ 基礎学力を底上げするため H21 年度に開設した「数学概論」「物理概論」「化学概論」「生物概論」の履修状況や到達度を点検し、課題を明らかにする。

(ロ) 専門教育

[看護学部]

- ・ 引き続き旧カリキュラムの対象学生には確実な開講保障を行うが、3 年くらいを限度とする。
- ・ 共通教育科目と専門教育科目の連動性を点検し、連動を図る方法について検討する。
- ・ 専門基礎科目と専門科目の連動性を点検し、連動を図る方法について検討する。
- ・ 総合的実践力を高めるため総合実習の担当教員をバランスよく配置する。
- ・ 全国的な看護基礎教育のカリキュラム検討の動向にあわせて本学のカリキュラムを検討する。

[事業構想学部]

- ・ 少人数教育充実のため、学科単位で行っている基礎ゼミの点検・見直しとチームプロジェクト研究の H23 年度開講の準備を行う。
- ・ 事業計画系、デザイン系、情報系の学際的融合を促進するため、経営をベースとして学際的分野を担える専任教員の採用を検討する。

[食産業学部]

- ・ 生物・化学・工学系科目と経済・経営系科目との組合せによる融合講義を施行する。
- ・ 農場、加工工程等各分野の実習を実施する。
- ・ マーケティング戦略や企業戦略に関するケースメソッド科目について、ケースを蓄積する。
- ・ 全学科必修のインターンシップを実施するとともに、県内県外別、期間、効果等について分析を行う。また、インターンシップの成果報告会を実施する。

ロ 大学院課程

[看護学研究科]

- ・ 博士前期課程の地域保健看護分野及び小児発達看護分野の専門看護師教育課程の申請にむけて学生の確保を行い、教育内容の充実を図る。
- ・ 博士課程設置計画に基づいた教育を実施するとともに、実施状況を確認し、課題の把握に努める。

〔事業構想学研究科（博士前期課程）〕

- ・H23年度のカリキュラム改正に向けて、「高度職業人育成コース」「学術研究コース」の履修モデルを明確に示す
- ・ビジネスプラン、情報デザイン領域において専任教員を採用し、専門的な知識や技術に関する教育体制を強化する。

〔事業構想学研究科（博士後期課程）〕

- ・学位審査プロセスを整備し、学位（博士（事業構想学））の審査を行う。

〔食産業学研究科〕

- ・修士課程の修了を見据えながら、評価などを十分に行う体制を確認する。この中で、各領域のバランスなどを完成年以降の変更を見据えて考える。
- ・博士課程の設置申請を行い、設置認可を得るよう努める。
- ・食産業分野の「食産業フォーラム」の形成や宮城県産業技術総合センターとの人事交流協定について、園芸農業研究センター、保健環境センターとも連携し研究推進を図る。

(2) 教育の内容等に関する目標を達成するための措置

イ 入学者受入方針・入学者選抜

(イ) 学士課程

- ・大学主催説明会【年間4回】、業者主催説明会【年間6回以上】を実施する。
- ・説明会資料の内容・印刷について、より分かりやすい資料となるよう改善を行う。
- ・本学の入試改革、県立高校の再編等を契機に、全学的な体制による高校校訪問を企画し実施するほか、出前授業等の機会を活用して積極的に広報活動を行う。
- ・入学者アンケート調査の分析及び高校へのヒアリング結果を用いてアドミッション・ポリシーの検証・改善に当たる。
- ・H23年度からの入試改革後入学者の追跡調査を行うため、データベースの構築準備を行う。
- ・編入学者の入学後の履修状況について継続して分析する。
- ・他大学の編入学制度の動向について分析する。
- ・科目等履修生、研究生及び特別聴講生の受け入れ状況について点検する。
- ・留学生受入れに関する平成23年度入試の結果について分析する

(ロ) 大学院課程

- ・作成した大学院パンフレット等を継続して関係機関などに配布するほか、新設の課程についても積極的に広報する。
- ・大学院生TAを積極的に起用し、卒業論文、実験、演習などを通して学部生との交流を図る。
- ・社会人入学者に対する選抜方法について、継続的に点検を行う。
- ・大学からの飛び級入学や学部からの早期卒業についての制度について、過去の実績等をもとに点検する。

ロ 教育課程

(イ) 学士課程

a 共通教育

- ・新カリキュラム2年目にあたり、各種データを蓄積し、年度末に総まとめを行う。
- ・中国語、韓国語担当者との連携をはかる。中国語及び韓国語IIの受講者の増加を促進する。

- ・新たな技術や脅威等、刻々と変化する状況に対応しながら、前年度開設された科目における基本的なリテラシー（特にマナーや脅威に対する対応等）教育を充実させる。
- ・講義系科目は各学部の専門科目とのつながりを考慮した授業内容の模索点検を行い、実技系科目は、設備の確保やより適切な教材の選択・工夫等によって教育内容の充実を図る。
- ・21年度に開設した各科目の履修状況や学生の到達度を点検し教育内容の充実を図る。

b 専門教育

[看護学部]

- ・保健師養成のカリキュラムについて他大学の状況について情報収集を行い、本学の方向性を検討する。
- ・地域訪問実習の導入に向けて、実習期間と実習体制、実習施設の検討を行う。
- ・3年次前期選択科目として配置した「実践看護英語演習」の科目内容を検討する。
- ・災害看護プログラム履修に関するオリエンテーションの機会を設け、周知・啓発を図り、学生のプログラムへの関心を高める。
- ・災害看護プログラム支援プロジェクトを立ち上げ、災害看護の教育促進を図るための企画を検討する。
- ・災害看護プログラム関連科目の教育内容の充実を図る。

[事業構想学部]

- ・学際的な融合を図るために、ビジネスソリューション、コミュニケーション・デザインを担える専任教員の採用を検討するなど、学部最大任用数内での教員の再編成について検討する。
- ・国際インターンシップを継続し、それに向けた学生のモチベーション向上を図る。
- ・ビジネス経験を有する国際センター専任教員に担当を依頼し、ビジネス英語講義を実施する。
- ・新設した経営系科目（2年次）を順次開講する。また、大学院のカリキュラム再編と連動して経営系科目の更なる充実を検討する。
- ・産業集積人材養成プログラムとして「地域産業集積論」「自動車産業論」を開講する。また、産業集積人材養成プログラムとしての「IT産業論」のH23年度開講準備を行うとともに「地域産業集積論」の専任化を検討する。単位修得者へのプログラム修了証授与制度を整備する。

[食産業学部]

- ・生物・化学・工学系科目と経済・経営系科目との組合せによる融合講義を施行する。
- ・国際インターンシップについて学生への周知を図り、相談体制を整備する。
- ・より実践的な視聴覚教材を活用し、ビジネス英語教育の充実を図る。
- ・地域食産業人材養成プログラムの一環として、地域食産業における専門家等を講師とした「宮城の食産業 I」及び「宮城の食産業 II」を開講する。

c 学習機会の拡大

- ・21年度に改正した他学科・他学科履修制度の点検を行い、改善すべき事項を明らかにする。
- ・戦略的大学連携事業（遠隔授業による単位互換および防災教育等）を実施する。
- ・学都仙台単位互換ネットワークへの提供科目を拡充する。

d 国家試験・資格

- ・計画された国家試験模試を必ず受けるよう指導し、国家試験 100%合格に向けての指

導を充実する。(看護学部)

- ・国家試験模試後には、国家試験に対する意識を高め学生個々の課題を明確にするために解答説明会を開催する。(看護学部)
- ・国家試験対策特別講座を実施する。(看護学部)
- ・学部在籍時に取得可能な資格の受験を組織的にフォローする体制を検討する。また、学生に国家資格受験の準備を促す情報を提供する。(事業構想学部)
- ・H23年度からの資格試験補習授業の実施について検討する。(事業構想学部)
- ・引き続きフードコーディネーター・食品表示・公務員等の資格取得のための講義・実習・セミナー等を実施する。特に、公務員講座の中で専門分野別の講座を充実させる。(食産業学部)

(ロ) 大学院課程

- ・看護学研究科博士前期課程の高度専門職業人養成コースにおける課題研究の到達目標を明確化するとともに、研究能力養成コースにおける研究能力向上に向けた科目開設を検討する。
- ・事業構想学研究科博士前期課程では、H23年度からの教育課程の再編に向けて、カリキュラム・規程等の整備を行う。
- ・食産業学研究科では、博士課程の申請も見据えながら、教育課程の整理を検討していく。
- ・看護学研究科博士前期課程における研究能力養成コースと博士後期課程との連続性を考慮し、博士前期課程に研究能力向上に向けた科目開設を検討する。
- ・事業構想学研究科博士後期課程では、本年度の完成を前提に、カリキュラム点検を行い、カリキュラム改正予定の博士前期との連続性を考慮した教育課程の再編について検討を行う。
- ・看護学研究科博士前期課程の地域保健看護分野及び小児発達看護分野の専門看護師教育課程の申請にむけて学生の確保を行い、教育内容の充実を図る(再掲)。
- ・看護学研究科博士課程の新設に伴い、計画に基づいた教育を実施するとともに、実施状況を確認し、課題の把握に努める(再掲)。
- ・事業構想学研究科博士前期課程においては、資格取得を視野に入れた、より付加価値の高い教育を実現すべく、カリキュラムの再編を行う。
- ・事業構想学研究科博士後期課程では、論文指導担当者会議において研究指導體制の点検を行うとともに、次年度の再編の必要性について検討を行う。
- ・食産業学研究科においては、認可申請する博士後期課程の分野構成とのつながりを意識して修士課程(前期課程)の分野、コース、科目等について、再検討する。
- ・各研究科において戦略的・大学連携支援事業における他大学院との単位互換の可能性を引き続き検討する。
- ・事業構想学研究科の一部講義科目において、仙台市街での夜間開講を実施する。
- ・看護学研究科の博士後期課程一部授業科目について、夜間開講を実施する。

ハ 教育方法

(イ) 学士課程

a 共通教育

- ・「英語教育」では、学生の TOEIC スコアのアップをめざし、TOEIC 特別講座を大和、太白両キャンパスでそれぞれ2回実施し、さらに TOEIC 課外講座を実施(予定)する。また、プレゼンテーション力の向上に向けて「学内プレゼンテーションコンテスト」への参加を促す。
- ・英語講義 I・II における海外語学研修(学習奨励基金支援)の充実に向けて、内容を点検する。

- ・「情報処理教育」では、変化する状況(オフィスソフトウェアのバージョンアップやクラウドの進化等)に対応しながら昨年開設された科目の充実を図る。
- ・全学担当体制で、全学部 50 人以下クラスを実現する。
- ・各学部で実施している「基礎ゼミ」について点検を行い、次年度からのさらなる充実のための教育プログラムを構築する。
- ・事業構想学部事業計画学科ではフィールドワークの充実を図る。

b 専門教育

〔看護学部〕

- ・新カリキュラムの専門基礎科目と専門科目の教育内容の連動性を強化し、学生の学びの統合の充実を図る。
- ・導入した「学びの振り返り」の継続した活用を徹底し、1 学年から 4 学年までに学習内容のチェックと自己成長記録として使用していく。
- ・カリキュラムと「学びの振り返り」の項目の連動性について、継続的に検討する。
- ・引き続き宮城大学看護学実習連絡協議会を開催する。
- ・引き続き全体協議会を開催する。
- ・引き続き施設別協議会を開催する。
- ・新規実習施設を開拓する。
- ・県内の保健福祉医療機関との連携を強化する。
- ・医療機関研究セミナーを開催する。
- ・施設別実習調整会議を開催する。
- ・看護学実習における感染対策や個人情報の保護等に関し、学生への周知徹底を図る。

〔事業構想学部〕

- ・インターンシップによる地域企業への参加率の向上を図る。また、基礎ゼミ・総合研究等で地方自治体との連携協定を利用した教育活動を実施する。
- ・H21 年度に設定した単位数の上限設定およびカリキュラム改正により、科目配置の年次バランスが取れているかの点検を行い、対応を検討する。

〔食産業学部〕

- ・地域食産業の現場において活躍している専門家及び経営者、食産業行政部局の担当者等を講師とした科目「宮城の食産業Ⅰ、Ⅱ」を実施する。
- ・地域産業に密着し、あるいは地域食材を生かした加工実習となるよう点検する。
- ・マーケティング戦略や企業戦略に関するケースメソッド科目について、ケースを蓄積する。
- ・食産業フォーラムの企画部会、分科会、セミナー、講習会を参加企業等とともに進め、教育研究と連携させる。
- ・学外の団体や学会とも連携することにより、食産業フォーラムの会員参加の促進を図り、教員の具体的活動を、教育の場に反映させる。また、インターンシップ、基礎ゼミおよび基礎演習との連携を強化する。
- ・全学科必修のインターンシップを実施するとともに、県内県外別、期間、効果等について分析を行う。また、インターンシップの成果報告会を実施する。
- ・少人数による「基礎ゼミ」及び「食産業基礎演習」において、現場での教育の場を増やすこと等により、より実践的な実学習得に努める。
- ・少人数での卒業論文指導について点検する。
- ・生物・化学・工学系科目と経済・経営系科目との組合せによる融合講義を施行する。

(d) 大学院課程

[看護学研究科]

- ・高度専門職業人養成コースにおける専門看護師プログラム及び高度看護実践プログラムの課題研究について、到達目標を明確化する。
- ・専攻領域を超えて広くディスカッションできるよう、複数領域による統合ゼミの機会を設ける。
- ・論文指導における複数指導体制について点検、改善を図るとともに、集团的指導体制の充実を図る。

[事業構想学研究科（博士前期課程）]

- ・フィールドワークを組み込んでいる「プロジェクト研究」について、所属領域の特性や研究方向との関係を修士論文の熟度や達成度へ向けてを再点検する。
- ・税理士、会計士、建築士等の国家資格取得への重点化教育について検討し、新カリキュラムへの反映を図る。
- ・学術研究コースをさらに充実させるため、学会や研究会、シンポジウムなどへの参加、研究発表などを促すことによって、専門的な研究能力を養成する。

[事業構想学研究科（博士後期課程）]

- ・経営と技術の学際的融合をより加速させる研究指導のために、地域社会や企業をフィールドとして調査・分析を行うような研究のテーマに踏み込んで設定を指導する。
- ・教育研究活動の連携協力協定を結んでいる自治体等をフィールドとする研究テーマの設定を指導する。
- ・博士後期課程学生プロジェクトマネージャーとしての実践的な能力を磨くためにも、博士前期課程・学士課程学生の修論、卒論などの研究指導を行う機会を創出する。
- ・大学院学生による学会等の学外発表に対する支援をさらに充実させ、学生の学会発表回数を増やす。

[食産業学研究科]

- ・食産業フォーラムなど前年度に創設した産官学連携組織を利用し、シーズ、ニーズの発掘を心がける。

二 成績評価

(イ) 学士課程

- ・5段階評価による成績分布について点検し適切な成績評価基準について検討する。
- ・成績評価に関する学生からの質問に対応するシステムを点検し、充実を図る。

(ロ) 大学院課程

- ・5段階評価による成績分布について点検し適切な成績評価基準について検討する。
- ・シラバスに明示した授業の達成目標及び成績評価基準に準じた成績評価を行う。
- ・前年度に見直した規程・内規類を実施し、その実効について確認するとともに、改善点等の有無について点検する。
- ・新規程・内規に則り学位審査を行い、充実すべき点を点検する

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

イ 適正な教員配置

- ・学部・研究科の目的に沿った教員組織になるように人事計画書審査・教員選考、教員資格審査を入念に行う。
- ・学部間・学科間の教員定数見直しのベースとして入試倍率・偏差値、就職率・就職先内容等の教育の社会関連データを検討する。社会的な実績次第では定数の見直しもあ

- りうる。
- ・引き続き新方式の教員人事を行う。教員採用は公募制を原則とし、選考基準や選考結果を「理事会ニュース」で公表し、厳正で透明性の高い方法を維持する。
- ・引き続き教員選考（助教等除く）において、対象者の教育力、研究力を審査するため、模擬授業、研究成果発表等のプレゼンテーションを実施する。
- ・引き続き、大学院担当者の教員資格審査を行う。
- ・専任教員担当科目比率の向上を図るとともに、看護学部の看護学専門男性教員比率の向上と事業構想学部・食産業学部の女性教員比率の向上を図る。
- ・共通教育運営委員会と共通教育センターとの相互の連携体制を確立するとともに、適宜、その役割分担を明確にしながらかそれぞれの組織運営を行う。
- ・全学欠員利用になっている地域連携センター専任教員ポストの平成 24 年度以降の措置について協議を進める。

ロ 教育及び教員の質の向上

(イ) 教員評価

- ・前年度の反省に基づいて項目や評価方法の微調整を行う。データベース利用等について評価作業の効率化も図る。

(ロ) 授業評価

- ・授業評価報告書のまとめ方について点検する。
- ・全学と学部授業改善委員を設けるなど、授業評価を組織的に授業改善に結びつける方法を検討する。（理事長室）

(ハ) 教員研修

- ・効果的な課題解決型の FD を引き続き各部会で実施する。
- ・全学と学部授業改善委員を設け、FD 報告書に授業改善のコーナーを置くなど、FD を組織的に授業改善に結びつける方法を検討する。（理事長室）
- ・ベストティーチャー賞を設け表彰するとともに、ベストティーチャーに FD 全体会で授業紹介を行ってもらう。
- ・研究委員会は国際学会等派遣旅費審査を国際的研究推進の観点から実施するとともに、自主研修制度の利用奨励を継続する。
- ・海外研究費 A（長期）、海外研究費 B（短期）審査の競争的環境を推進する。
- ・引き続き、コアカリキュラムなど担当授業時間数減少の検討など条件整備と情報収集に努める。

ハ 教育環境の整備

- ・平成 21 年度卒業生への学生満足度調査結果を精査し改善に活用する。
- ・平成 22 年度卒業生からの学生満足度調査回収率を平成 21 年度卒業生の率を上回るものにする。
- ・研究費購入図書の登録所蔵制を導入することにより、専門図書の充実を図る。
- ・購入図書の迅速な登録・整理と寄贈図書の整理委託を行い、学生 1 人当たりの蔵書数を 78 冊まで増やす。
- ・学生に対する利用講習を充実することにより、利用者数や貸出冊数の増加を図る。（入館者数利用者数 125,594 人、館外貸出冊数 23,503 冊）
- ・平成 21 年度にリプレースを実施した学内情報ネットワークシステムについて、トラブル等で教育研究活動を停滞させることのないように安定稼働を図る。
- ・引き続き電子メールシステムや学内・学外のホームページ、電子掲示板等の各種ツールを用いて、さらなる学生への情報提供や情報共有を進める。

- ・国際センターと協力して、現行の英語教育支援方法について点検する（e-learningの是非を含む）。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

イ 学習支援

- ・前年度に構築したプログラムに従い、基礎ゼミを実施する。
- ・学生へ、担任制へのPRを周知する。出席状況等を定期的に連絡するなど、学部との連携をより密にする。
- ・学生の相談体制としてオフィスアワーが効果的に利用されているかを把握する。オフィスアワーのシラバス掲載の必要性等、周知方法を検討する。
- ・長期欠席者や留年者を速やかに把握する方法を検討する。
- ・学部教務委員会、学生委員会、学生生活委員会、学生相談室および保健室等との連携体制によって長期欠席者への対応、学習支援、学生生活相談を強化する。
- ・平成22年4月から保護者(保証人)への成績・就学状況報告制度を開始し報告制度について点検する。
- ・科目等履修生、研究生の学習上の課題について、受け入れ教員及び学生双方から情報収集し、支援策を検討する。
- ・災害看護プログラムの新設等に伴い履修モデルの必要性を点検する。(看護学部)
- ・履修モデルの点検を行い、来年度に向けてモデルの見直しを行う。(事業構想学部)
- ・モデルの提示方法について、職業選択など職業教育の面から検討する。(食産業学部)
- ・教員、学生相談室、保健室、学生グループの担当者と連携を図り、学生の生活状況を把握し円滑な学生生活が送れるように支援する。
- ・休学する学生に対して、休学中の生活指導を行うとともに、休学中も定期的な連絡等を行い学習意欲を失わないように支援する。
- ・3学部ともに、休学率2%、退学率1%を上回らないようにする。

ロ 生活支援

- ・計画している健康診断、予防接種等を確実に実施する。
- ・後援会と連携し、学生が主体的にかかわる「宮城大学キャンパスレンジャー」、「宮城大学 娘すずめ」、「宮城大学管弦楽団」ほか多くの課外活動を支援し推進する。
- ・キャンパス内全面禁煙を周知し推進する。
- ・全面禁煙の目標達成に向け、禁煙視聴覚教材の使用、平成21年度よりも参加しやすい日時にセミナー等実施し、喫煙の健康に及ぼす害に及ぼす害について啓発する機会を作る。
- ・学生のキャンパス内喫煙者数を把握する。
- ・学生の心身両面にわたる健康維持増進に向けて、学生生活委員会、保健室、学生相談室等の連携を進める。

ハ 就職支援

- ・企業の求人情報等を的確に把握し、学生の就職に結びつけるため、企業に精通した人材の定期的指導を実施する。
- ・キャリア開発室の就職支援活動の各学部キャリア開発委員会等との連携・協力関係を強化する。
- ・平成22年度事業構想学部インターンシップ参加率を38%まで引き上げることを目標とする。
- ・ホームページ上にキャリア開発室の卒業生向け双方向サイトを設ける。
- ・計画された国家試験模試を必ず受けるよう指導し、国家試験100%合格に向けての指導を充実する。(再掲)

- ・国家試験模試後には、国家試験に対する意識を高め学生個々の課題を明確にするために解答説明会を開催する。(再掲)
- ・国家試験対策特別講座を実施する。(再掲)
- ・キャリアガイダンスで大学院や助産師養成校への進学および卒業後のキャリアパスについて説明する。
- ・卒業生のUターン、Jターン、離職調査を実施する。
- ・講義科目である「キャリア開発 A/B/C/D」の内容を刷新し、学生のキャリア形成の充実および就職支援との連携を図る。
- ・卒業後の離職者を把握するために、事業構想学部卒後3年経過者に対する就業状況調査を実施し現状の把握に努め、Uターン希望者等に対し必要に応じ就職支援を実施する。
- ・平成21年度に続いて、不況下でも3学部ともに就職率95%以上を達成することを目標とする。
- ・大学院生の能力や適性に応じた進路指導・就職支援について、引き続き学生委員会及び研究指導教員が中心となって行う。(看護学研究科)
- ・社会人入学生から学部卒入学生まで多様な大学院生の能力・適正・資格等に応じた適切な進路指導・就職支援を継続する。(事業構想学研究科)
- ・1期生の修了を見据えて、以後のモデルとなるよう学生委員会、修士論文担当教員を中心に、研究科教員などで就職に努力する(食産業学研究科)

二 経済的支援

ホ 社会人・留学生への支援

- ・看護学研究科の博士後期課程一部授業科目について、夜間開講を実施する。(再掲)
- ・事業構想学研究科の一部講義科目において、仙台市街での夜間開講を実施する。(再掲)
- ・留学生の相談機会を拡大するため、新入生懇談会を実施するとともに、国際センター専任教員による相談日を週2回程度開設する。(大和及び太白キャンパス)
- ・留学生向けの日本文化体験行事として、JA あさひなの協力を得て田植えや稲刈りを実施するほか、平泉への文化研修を行う。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究成果に関する目標を達成するための措置

イ 研究の方向性

- ・研究委員会を通じて、地域連携センターとの連携を深め、指定研究の成果を点検し、さらに実践的かつ課題解決型の研究を推進する。
- ・研究委員会を通じて、平成21年度の個別・共同研究、指定研究テーマを点検し、学部横断的な研究推進のための議論を深める。
- ・研究委員会を通じて、地域の公的試験研究機関、企業との共同研究・奨学寄付金・受託研究の平成21年度成果を点検し、さらなる研究の活性化の議論を深める。これらの年度内研究数18件以上を目標とする。

ロ 研究水準の向上

- ・教員評価データをもとに、研究水準の数値目標に対する達成度を明らかにし、研究委員会を通して各学部到时系列的な努力目標を伝達する。
- ・各学部の研究紀要編集・査読体制の現状分析を継続し、研究委員会で検討する。
- ・研究紀要の体裁、論文の種類、査読の方針、査読判定基準等について検討し、編集、査読体制の整備を進める。(看護学部・看護学研究科)
- ・紀要の編集、査読体制につき、前年度の対応の検証を踏まえて、一層の質的充実を図る(事業構想学部・事業構想学研究科)
- ・紀要の編集、査読体制につき、前年度の対応の検証を踏まえて、一層の質的充実を図る

る（食産業学部・食産業学研究科）。

ハ 研究成果の地域社会への還元

- ・KCみやぎ推進ネットワークや公設試験研究機関との業際研究会への積極的な参加と地域共同研究等の活用により、更なる産官学の連携強化を図る。
- ・本学の研究成果を積極的に地域社会へ還元するため、地域連携シンポジウム・セミナー及び各学部公開講座を14企画実施する。
- ・知的財産を地域社会に還元する重要な機会として、教員を積極的に国や自治体の各種審議会委員や各種講師に従事・派遣する。
- ・自治体との協定に基づいた連携協力を積極的に推進するため、半期ごとに連携調整会議等の定例会を開催する。
- ・連携協定3市目の白石市との連携協力を順調にスタートさせる。
- ・ホームページ「研究情報」「地域関係センター」のWebデザイン・内容を点検、更新し、積極的に研究成果等の情報を発信する。

(2) 研究の実施体制等に関する目標を達成するための措置

イ 研究の実施体制

- ・研究委員会委員を通じて、各学部への外部資金獲得状況情報の時系列的な周知にも努め、科研費研修会などの施策を継続実施する。
- ・教員研究費研究の推進による研究実績を高め、科学研究費採択率向上につなげる。
- ・大学、教員側の働きかけも行き、受託研究費、奨学寄附金獲得に努める。
- ・研究委員会にて学部横断的な研究支援体制整備の在り方や研究委員会のできる範囲などについて、さらに議論を継続する。
- ・学部横断体制で府省研究補助金事業等に応募する。
- ・研究委員会を通じ、研究補助者の確保の仕方や大学院学生等の研究プロセスへの参加について検討する。

ロ 研究費の配分

- ・一般研究費に関する競争的研究費配分システムを堅持しながら、外部資金獲得に向けた対策につながるよう検討を継続する。
- ・指定研究費についても競争的配分を堅持する。成果について、研究委員会だけでなく地域連携センターとも連携して点検を継続し、実績や成果の配分への反映を強化する。
- ・国際的研究推進向け資金効率を一層高められる国際学会等派遣旅費の配分手法について、研究委員会を通じての検討を進める。
- ・シーズの実用化、産業化を促す研究への重点配分を継続し、確度の高い対象研究候補の情報収集・案件把握に努めて、3件程度決定・推進する。
- ・指定研究、長期海外研究、産業化プロジェクト研究については成果発表会を継続し、一般研究費による研究については、研究委員会にて高額申請者の課題傾向と成果分析を継続する。

ハ 研究者の配置

- ・引き続き、人事委員会方式の2段階審査、研究業績・授業のプレゼンテーション、外部専門委員の意見聴取、プロセスの公表等、教員人事規程に定める透明性の高い方法で教員人事を行う。
- ・研究力審査にあたっては、代表論文等の実質審査を強化するとともに、4割の評価基準を守る。

二 研究環境の整備

(イ) 研究時間の確保

- ・ 3学部レベル、研究科レベルでは、できるだけ運営会議に運營業務を集中する。
- ・ 特に、事業構想学部では、教員当たり担当科目数が多い点は、「コアカリキュラム」導入など、次のカリキュラム改革で改善できるよう検討を進める。
- ・ 学部ごとの管理運營業務に対する教員の実情把握を行い、課題整理を図る。
- ・ 自主研修やサバティカル推進の条件整備に努める。

(ロ) 研究設備

- ・ 研究設備・機器等の老朽化、旧式化が目立つので、500万円以上の大型改修は「施設整備計画」に盛り込む。
- ・ 研究委員会及び専門委員会を通して研究設備・機器等の本学配置データの一覧化を継続し、情報の周知方法や運用方法を検討する。

ホ 研究活動の評価

- ・ 教員評価の研究評価項目の見直しについて、毎年の微調整は平成22年度も行う。

ヘ 知的財産の創出

- ・ 平成21年度産業化プロジェクト研究の成果発表会を継続し、成果の知財化への展開に努める。
- ・ 新産業化プロジェクト3件を厳選・決定し、法人との知財契約を結んだうえで、研究開発・産業化を支援する。
- ・ 本学の発明等知財情報をホームページなどで学外へ周知する。
- ・ 知的財産の技術移転を推進するため、産学連携フェアや交流大会で積極的に紹介するとともに、共同研究などを通して一層の産官学連携を進める。また、技術移転機関(TLO)との連携の可能性について検討する。
- ・ 移転可能な技術について、関連領域の企業・団体等をリストアップし実現の可能性を探る。

第2 地域貢献等に関する目標を達成するためとるべき措置

1 地域貢献に関する目標を達成するための措置

(1) 県民の高等教育機関としての役割

- ・ 平成23年度からの入試改革に関して高校訪問や入試説明会を通して積極的に広報活動を行う。
- ・ 教育改善については、授業改善委員の設置や授業改善計画のFD報告書への取りこみなど、PDCAサイクルを意識した検討を行う。
- ・ オープンキャンパスや出前授業、大学祭等の実施内容の改善を図るとともに、高校訪問等を利用して県内高校生の本学への関心を一層高めるための方策を検討する。
- ・ 入試実績・分析によって、推薦定員、個別試験科目等について検討する。
- ・ 推薦入試における選抜方法の改善に伴う県内高校生の入学志願状況を点検する。(看護学部)
- ・ 県内県内における看護実習施設等の拡大や県内企業でのインターンシップの拡充を図る。
- ・ 地域特性を意識した科目を開講し、履修状況を点検する。
- ・ 大学院独自のポスターやパンフレットを用いて、実習施設との協議会や公開講座、オープンキャンパス等の機会を活用して、大学院独自の広報活動を強化する。
- ・ 長期履修制度及び夜間開講について実施状況を確認し、課題を把握する。(看護学研究科)

(2) 地域社会への貢献

- ・地域振興事業部の人員を1名増員し、受託業務の補強を図るとともに、地域課題に対する技術指導・情報提供力を高める。
- ・公開講座・シンポジウム等を14企画実施する。(再掲)
- ・学内協議の推進により、平成24年度以降の地域連携センター専任教員ポストについてのめどをつける。
- ・院生の任用により時間外カウンターサービスができないか検討する。
- ・平成22年度は、受託による皮膚・排泄ケア看護分野認定看護師スクールを計画通り実施する。
- ・県からの受託事業の終了に伴い、スクール事業の継承に関する法人としての方針が決定されるので、決定に従い、平成23年度以降の具体的なスクール情報を東北地区医療施設、その他関連する機関に速やかに伝えるとともに、ホームページにも情報を掲載する。

(3) 産学官の連携

- ・KCみやぎ推進ネットワークの教員データベースと機器情報の登録を推進する。また、研究会（基盤技術高度化支援グループ機関主催）を継続する。
- ・研究交流会・情報交換会など既存の産官学連携ネットワーク組織について、地域振興事業部を中心に再構築を実施する。
- ・公設試験研究機関との業際研究会に積極的に参加し、技術分野の連携ネットワークを強化する。
- ・食産業フォーラムを活用し、農商工連携ネットワークを強化する。
- ・協定自治体の移動開放講座、講師・委員の派遣要請等に積極的に対応する。また、地域フィールドを活用した個別教育・研究課題を推進する。
- ・連携対象自治体の拡大に向けた調査を実施する。
- ・地域振興事業部については、調査研究部長は、センター長、理事等も動員して、市町村や企業を積極的に訪問し、受注数の獲得、増加に努める。
- ・受託調査研究の受託額は2000万円を達成する。
- ・職員研修の派遣職員を宮城県内等から3名受け入れる。
- ・調査研究報告の評価システムを構築する。

(4) 大学間の連携

- ・戦略的大学連携支援事業（単位互換、防災教育等）を実施するとともに、同事業による遠隔授業を行う。
- ・学都仙台コンソーシアム・サテライトキャンパス公開講座を6講座実施する。
- ・戦略的大学連携支援事業による公開講座を3講座実施する。

2 国際交流等に関する目標を達成するための措置

(1) 国際交流を推進するための体制整備

- ・外国人専任教員のセンターにおける役割の強化、非常勤職員の役割強化、機器整備等を通じてセンター機能の充実を図る。
- ・国際センターで海外研究、短期留学等の教員・学生による報告会を催すほか、留学セミナーを開催する。
- ・高校生英語スピーチコンテストへのエントリー数を上げる。
- ・英語プレゼンテーションコンテストへの参加学生数を上げる。

(2) 海外大学等との連携

- ・カリフォルニア大学デービス校と学術交流合意書締結の交渉を行う。
- ・ピルカンマ応用科学大学が2010年1月に合併したタンペレ応用科学大学との間で、あらためて一般協定の締結を行う。

- ・学術交流合意書を締結したキングモンクット工科大学トンプリ校との実質的な連携を進める。
- ・ヒビテシンポジウムの経験を踏まえ、ロイヤルメルボルン工科大学、上海海洋大学など海外の大学と連携したシンポジウムを複数回開催する。
- ・看護分野でタンペレ応用科学大学とジョイント・セミナーを行う。

(3) 留学・留学生支援

- ・国際センター専任教員による相談日を週2回程度開設する。(再掲)
- ・平成23年度入試の実施体制整備、入学者受け入れ態勢の準備を行う。
- ・「学習奨励基金」による留学生支援について検討する。
- ・タンペレ応用科学大学への短期留学(夏季)を企画・実施する。
- ・学生の協定校自主短期海外研修について「学習奨励基金」より旅費一部支援を開始する。
- ・自習室等に留学関連書籍を整備するなど、学生に対する留学情報の提供を充実する。
- ・海外短期・中長期の語学留学研修について、協定相手先(RMIT、TAMKなど)の実施・受入先状況等を含めて今後の可能性を検討する。
- ・民間企業と連携して国際インターンシップ等の留学プログラムを企画・実施する。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

(1) 理事長を中心とする運営体制の構築

- ・平成22年度は、副理事長は総務企画担当理事を兼務することとし、人事労務担当理事は別に置く。また、事務部長は理事を兼務しない。
- ・理事会は月1回の定期に加え、法人の機動的な運営を図るため必要に応じ臨時理事会を開催し、重要事項を迅速に決定する。
- ・「理事会ニュース」を継続して発行する。
- ・引き続き中期計画進行管理、法人企画事項、広報事項(「理事会ニュース」、「くきやま便り」の定期刊行等)の推進を行う。
- ・教育研究審議会の法人審議機関としての機能向上を図る。
- ・全学にかかわる教育研究事項は教育研究審議会で扱い、引き続き学部・研究科運営会議を原則2週間に1回開催して教授会の議決事項を精選し、教授会は原則2ヶ月に1回の開催とする。(看護学部・看護学研究科)
- ・学部・研究科の懇談会を設け、教育研究審議会及び学部運営会議における審議事項との区分けのもと、教授会の議決事項を減らし、組織の未来に向けた教育・研究力の強化を図る。(事業構想学部・事業構想学研究科)
- ・引き続き全学に係る教育研究審議会及び学部・研究科運営会議における審議事項との区分けのもと、教授会の議決事項を減らし、教授会は原則2ヶ月に1回の開催とする。(食産業学部・食産業学研究科)
- ・平成21年度に引き続き、不適切処理等をチェックするため、2項目程度のテーマについて内部監査を実施する。また、研究委員会による研究費監査も継続実施する。
- ・事務部のより効率的な業務運営を図るため、職員参加型SDを実施する。

(2) 戦略的な予算等の配分

- ・次年度予算編成でも、各責任者からの予算要求の前に提示する「予算編成の基本方針」で戦略的な予算配分方針を明示する。

(3) 学外の有識者等の登用

- ・副理事長(県OB)、人事労務担当理事(県OB)、財務担当理事(民間企業)、地域振興事業部調査研究部長(民間企業)等に学外者を登用していく。

- ・経営審議会の委員については、半数は学外者ということを堅持する。(平成 22 年度は現メンバーどおり)

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

- ・組織の実績評価を厳重に行っており、学部、学科、研究科、専攻等の組織業績が悪い場合には、組織見直しの対象とする。
- ・共通教育センターを設置したので、4センターを組織評価の対象とするほか、全学委員会についても姿勢や活動状況について理事会で評価し、必要に応じて見直しを行う。

3 人事の適正化に関する目標を達成するための措置

(1) 人事制度

- ・教員採用における外部者意見の取り入れは有益であり、プレゼンテーションと面接に参加していただき、外部専門委員の意見を聴取したうえで評価し、採決する現行の方法を維持する。
- ・教員の専門業務型裁量労働制については、タイムカードによる勤怠管理と結合した現制度を堅持する。
- ・地域連携センター専任教員、地域振興事業部調査研究員は、特定ポストにより3年任期(再任できないこともある)で任用しており、共通教育センターの数学教員は特認教員として任用する。
- ・「公立大学法人宮城大学教員の任期とテニユアに関する規程」を制定し、4月以降の公募・採用者には全員に適用する。
- ・4月1日に継続して教員である者に対しては、平成22年度中に「テニユア・トラック制」への移行を図る。移行率は90%を目標とする。
- ・平成23年度当初時点で、事務職員におけるプロパー職員の占める割合を38%以上(20人以上)とする。
- ・教養、専門知識、語学、パソコン能力のほか、資格や専門技術能力も重視した選考方法を検討する。
- ・事務職員の内部昇任、キャンパス間異動を検討し、活性化を図る。
- ・県派遣職員とプロパー職員の一体化、融合を進める。
- ・プロパー職員の他大学との人事交流については、適期を探りながら検討していく。
- ・現行の司書のほか、情報担当職員、理事長・学長秘書など専門職の任期付き事務職員の必要な職について、任期付きの職員採用を検討する。

(2) 評価制度

- ・教員、事務職員の年俸制については、日本の労働慣行の中で効果の検証が十分でなく、実施に困難な点もあり、また県職員と連動する給料月額表で、評価を昇給号俸と結びつける現行制度が機能し始めており、その効果も見極める必要があるため、当面、調査・資料収集を継続する。
- ・平成17年度から厳重な教員評価を実施しており、平成21年度に検討委員会報告に基づいて評価方法、基準、項目、配点等を見直したので、これによって一層公平・信頼性の高い評価を実施する。
- ・学生の授業評価は、引き続き教育評価の25%として実施する。
- ・新たに制定した「職員人事評価実施要綱」を試行的に実施し、事務職員評価法のあり方を再考する。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

(1) 事務組織の見直し

- ・事務組織について点検を行い、見直しを行う。特に縦割りになっているところを部課長

- で調整し、縦・横の連携と協力の関係を推進する。
- ・プロパー職員及び新派遣職員を対象とした研修制度を整備する。

(2) 事務の効率化

- ・初任者研修で「事務処理マニュアル」を配布使用する。
- ・学内ホームページに掲載している「学生向け各種申請書様式」及び「教職員向け各種申請書様式」の点検を行い、常に最新情報へ更新する。
- ・平成 21 年度に更新を行った情報ネットワークシステム、学内端末、教育研究用サーバー、事務教務システム及び図書館情報システム等について、大学業務の遂行を妨げないよう安定稼働させる。
- ・財務会計システム、旅費システムの運用状況を検証し、必要があれば改善を検討する。
- ・情報担当職員の高度の能力を維持するために、必要に応じて専門職員の配置を検討する。

第 4 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

(1) 外部資金の獲得

- ・平成 22 年度も理事長室で起案し、「大学教育推進事業」に応募する。
- ・特別委員会を作って応募した「地域再生人材創出事業」について、審査結果に従って適切な行動を行う。
- ・研究担当理事と研究委員会は、科研費申請・採択率向上、受託研究費、奨学寄附金獲得に向けて、一層の工夫を行う。
- ・教員データベースの充実（記入率・更新度の向上）を図る。
- ・下記の反映の可視化(説明の強化)によって外部資金獲得のインセンティブ強化を図る。
 - ①外部資金獲得額は教員評価に反映され、教員の給料に反映されている。
 - ②外部資金獲得額は組織評価に反映され、補正予算の一定原資から傾斜配分されている。
 - ③外部資金中の間接経費と兼業納付金のうち所定額は、組織の貢献度に応じて組織の教育研究環境整備費として追加配分されている。
- ・大型の府省資金については間接経費をつけてもらう。ついていない場合も、受託研究と同等の 10%の「間接経費」(光熱水費、事務費)を徴収する。
- ・平成 22 年度の一人当たり平均外部資金獲得額目標：100 万円とする。(平成 21 年度実績 85 万円)

(2) 自己収入の確保

- ・昨年度に引き続き、教員免許状教員講習を有料で実施するなど、自己収入の確保に努める。
- ・施設利用者からは、規程に基づいた利用料を徴収する。
- ・施設利用促進策を検討する。
- ・広告収入導入の可能性について検討する。

(3) 授業料等の適切な設定

- ・中期計画では、平成 23 年度から授業料を 2%引き上げる計算となっているが、同時に、社会情勢や他の国立大学の状況を踏まえることになっている。授業料、入学金等の学生納付金について社会情勢や他の国立大学の状況等を分析し、改定可否の判断材料を得る。
- ・新たに、新入生についても口座引き落としを可能とし、授業料等の納付金について確実な徴収を行う。なお、新入生以外の在学生については、平成 21 年度後期分から口座引き落とし対応済。
- ・授業料の減免は全体の 3%以内で継続する。(再掲)
- ・社会情勢に応じた減免のあり方について検討する。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

- ・新たに開始するコピー費管理について、コピー使用の実態把握を行い、厳正な運用を図る。また、光熱水費の節減について、教職員・学生等で構成する「エコキャンパス推進会議」で検討し、可能な方策から実行する。
- ・各種点検業務について、5件程度複数年度契約への切替を行い、コスト削減を図る。
- ・給与計算業務については、平成21年度からアウトソーシングを実施済。その他、外部委託によってコスト削減に結びつく業務がないか検討する。
- ・理事会に専門チームを置き、事務組織の見直しと職務能率向上の検討を行う。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

- ・保有資産について定期的に点検を実施し、適切に管理するとともに、有効活用を図る。
- ・余裕資金は、定期預金など安全・確実な商品で運用する。

第5 教育及び研究並びに組織及び運営の状況に係る自己点検・評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためとるべき措置

1 自己点検・評価の充実に関する目標を達成するための措置

- ・次の定期調査・評価を実施する。
 - ①教員評価・組織評価
前者は精度向上及び評価作業の効率化に努め、後者は評価項目の再検討、中期計画とのリンクを図る。
 - ②卒業時学生満足度調査
回収率を90%以上とするほか、特に職員の窓口対応や寒さ対策について反映を図る。
 - ③学生授業評価
学生の回収率向上に努める。
 - ④入学時アンケート調査
入学者全員について、入学手続きの一部としてアンケートを実施する。
 - ⑤平成22年度卒業生に関する調査
キャリア開発室並びに事務部の支援のもと、看護学部、事業構想学部でUターン、Jターン、離職等についての調査を実施する。
- ・理事長室により中期計画・年度計画の実施進行管理を行う。
- ・年度実績の法人内評価を行う。
- ・理事長室で次年度計画を策定する。

2 情報公開の推進等に関する目標を達成するための措置

- ・引き続き、中期計画に定めるすべての情報を公開する。
- ・引き続き、法人内部では、「理事会ニュース」で理事会決定事項をすべて公開する。
- ・引き続き、法人内部では、教員人事規程に基づいて「選考結果」を公開する。
- ・定例記者会見は年1回ないし、定例は行わず大きな話題で行う。
- ・ホームページの充実を図り、1日のビジター数を500人以上800人程度にする。
- ・大学パンフレット、大学院パンフレット、広報「くきやま便り」の刊行等を持続する。
- ・理事長室・広報担当教員の機能強化を図る。
- ・「新聞に見る宮城大学の活動」の掲載件数で月30件程度を目標に、発信力を組織的に強化する。

第6 その他業務運営に関する重要目標を達成するためとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

- ・建物の有効活用を目指し、利用状況を点検する。
- ・「宮城大学施設整備計画」を策定し、6月までに県に提出し協議する。
- ・教職員、学生等で構成する「エコキャンパス推進会議」を中心に、大学環境の維持・保全・美化、省資源・省エネルギー等について検討する。
- ・施設の維持修繕にあたっては、アンケート結果の「小規模改修項目」について、優先順位をつけて実施する。なお、平成21年度に「施設等管理使用規程」を制定済。

2 安全管理等に関する目標を達成するための措置

- ・平成21年度に作成した「宮城大学地震災害防災マニュアル」を学生に配布し、周知を図る。
- ・仙台市、大和町など地域防災に係る関係機関と協議を行い、地域防災マスタープラン策定の準備を進める。
- ・情報セキュリティポリシーの下位規程について、さらなる検討を行い、改正が必要な規程等については改正を行う。
- ・総合情報センター運営委員会及び情報処理の授業において、情報セキュリティ教育を徹底する。

3 人権の尊重に関する目標を達成するための措置

- ・引き続き「人権侵害の防止等に関する規程」に基づき、相談員を設置する。
- ・年度初めに全学生・教職員を対象に「セクハラに気をつけましょう」（イエローカード）を配布し、人権侵害防止について周知徹底を図る。
- ・非違行為が発生した場合には、厳正・迅速に処置する。

第7 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

1 当初予算（平成22年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	1, 924
授業料等収入	1, 170
受託研究費等収入及び寄附金	135
施設整備補助金	0
補助金	0
その他収入	45
計	3, 274
支出	
教育研究費	2, 330
（うち人件費）	(1, 514)
一般管理費	944
（うち人件費）	(525)
施設整備費	0
補助金	0
計	3, 274

2 収支計画（平成22年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
費用の部	3, 3 6 2
経常費用	3, 3 6 2
業務費	3, 0 0 9
教育研究経費	4 9 3
受託研究等経費	5 8
人件費	2, 0 3 9
一般管理費	4 1 9
財務費用	1 6
雑損	0
減価償却費	3 3 7
臨時損失	0
収入の部	3, 3 6 2
経常収益	3, 3 6 2
運営費交付金収益	1, 9 2 4
授業料等収益	1, 1 4 1
受託研究等収益（寄附金を含む）	1 3 5
財務収益	0
雑益	4 5
資産見返負債戻入	1 1 7
資産見返運営費交付金等戻入	1
資産見返物品受贈額戻入	1 1 6
補助金収益	0
臨時利益	0
純利益	0
総利益	0

3 資金計画（平成22年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
資金支出	3, 2 7 4
業務活動による支出	3, 0 0 9
投資活動による支出	2 9
財務活動による支出	2 3 6
次期中期目標期間への繰越金	0
資金収入	3, 2 7 4
業務活動による収入	3, 2 7 4
運営費交付金収入	1, 9 2 4
授業料等収入	1, 1 7 0
受託研究費等収入	1 3 5
その他収入	4 5
投資活動による収入	0
財務活動による収入	0
前期（中期目標期間からの）繰越金	0

第8 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

- ・5億円とする。

2 想定される理由

- ・運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により、緊急に必要となる対策費として借り入れすることが想定される。

第9 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

- ・なし

第10 剰余金の使途

- ・決算において剰余金が発生した場合は、協議のうえ、教育研究の質の向上並びに組織運営及び施設設備の改善に充てる。

第11 県の規則で定める業務運営に関する事項（県規則第5条第1号から第3号関係）

1 積立金の処分に関する計画（法第40条第4項の承認を受けた金額の使途）

- ・なし

2 人事に関する計画

- ・平成23年度当初時点で、事務職員におけるプロパー職員の占める割合を36%以上（19人以上）とする。

3 施設設備に関する計画

- ・教育研究の充実のため新築が必要な施設計画、及び施設の老朽化・経年劣化等に伴う大規模改修計画を盛り込んだ「宮城大学施設整備計画」を策定し、県と協議する。